

# 奈良徳島県人会会則

## (名称)

第1条 本会は奈良徳島県人会と称する。本会の事務所は、奈良県北葛城郡河合町泉台2丁目17-12、郷司好秀方に置く。

## (会員)

第2条 本会は奈良県下に在住する徳島県出身者をもって構成する。  
ただし、前項以外の者でも会員の推薦により会員となることができる。

## (目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と交流を図り、郷土・徳島の発展に寄与するものとする。

## (事業)

第4条 1. 本会はその目的の達成のため会員名簿の作成、会報の発行、講演会、見学会等を行う。  
2. 本会は、各種同好会を構成することができる。  
3. 本会は、地域社会及び他の県人会との交流を行う。  
4. その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。  
5. 上記の事業を円滑に遂行するため事務局を置く。

## (役員)

第5条 本会は次の役員を置く。  
会長1名、副会長若干名、常任理事若干名、会計監査2名

## (役員の選任)

第6条 会長は正副会長会の推薦により選出し、副会長および常任理事、会計、会計監査は会長が指名し、常任理事会の承認を得るものとする。

## (役員の任務)

第7条 1. 会長は本会を代表し会務を統括する。  
2. 副会長のうち1名を会計担当とし、1名を事務局担当とする。他に盛年部担当、女子部担当を会長の指名により置くことができる。  
3. 副会長は会長を補佐する。  
4. 会長に事故ある時は、副会長協議の上、いずれか一人が会長職を代行する。  
5. 会計は監査の承認を受け、年度末の決算状況について常任理事会及び総会において報告しなければならない。  
6. 事務局担当は、会長の指示のもと会計業務以外の会務全般を執行する。また、各種事務局会議に出席し役員会に報告する。

## (役員の任期)

第8条 1. 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。  
2. 任期の途中で補選された役員の任期は前任者の残任期間とする。

#### (名誉会員)

第9条 本会には名誉会員と相談役、顧問を置くことができる。

1. 名誉会員は、本会の運営に貢献をなした者を正副会長会が推薦し、常任理事会の承認を必要とする。
2. 相談役、顧問は長期にわたり会員として在籍した者とし、常任理事会の承認を得て会長がこれを選任する。
3. 相談役、顧問は必要に応じ会長が会議への出席を求めることができる。

#### (会議)

第10条 1. 本会の会議は総会、正副会長会、常任理事会とし、会長がこれを招集する。

2. 定時総会は、決算終了後3ヶ月以内に行うものとし、また必要に応じて臨時総会を開くことができる。
3. 会議の議決は出席者の過半数をもって成立する。

#### (総会)

第11条 総会には次の事項を報告する。

1. 事業報告および決算報告に関すること。
2. 事業計画および予算計画に関すること。
3. 役員改選の承認に関すること。

#### (常任理事会)

第12条 常任理事会は会長が招集し、執行議決機関として次の事項を審議決定する。

1. 事業報告および決算報告に関すること。
2. 事業計画および予算計画に関すること。
3. その他、本会の運営に関する重要事項。

#### (議長および議事)

第13条 1. 総会および決議をする会議の議長は、会長がこれにあたる。

2. 会長は提出議案の説明を副会長、担当者にさせることができる。

#### (会計)

第14条 1. 本会の経費は寄付金その他をもってこれにあてる。

2. 本会の収支については正副会長会議および常任理事会の承認を得て、総会で報告する。
3. 余剰金は資産として計上する。

#### (会計年度および監査)

第15条 1. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末に終わる。

2. 監査は本会の会計および財産の状況を把握・監査し、常任理事会に報告するとともに年度末の決算の状況を総会において報告しなければならない。

#### (帳簿および書類)

第16条 事務局には会則および毎会計年度の決算書と各年度の総会資料を備えておかなければならぬ。

(会計処理規程)

第17条 会計係は本会の現金および預金の出し入れを行いこれらの保管を行う。

第18条 会計係は、必要現金以外は金融機関への預金とする。

第19条 会計係は、入出金の都度、金銭出納帳に記録する。預金帳は会計係の名義としそれを保管する。

(旅費ならびに事務費規定)

第20条 1. 他の団体および自治体が主催する会議、研修会等の出張に要する参加費・旅費交通費は原則として自己負担とする。(ただし会長・会計担当・事務局担当が協議の上で認めた場合はこの限りではない)

2. 会務を遂行する上で必要な事務費は、原則的に本会がこれを負担する。

(表彰規定)

第21条 1. 人命救助その他の功労により地方自治体より表彰を受けた会員は、会長が表彰することができる。

2. 前項については、会長より感謝状を出し、総会において表彰する。

3. 本会の役員および会員が、長期にわたり本会の発展に功績のあった場合、会長より表彰する。

(追記) 本会則の変更については正副会長会議、ならびに常任理事会の承認を必要とする。

令和7年4月13日一部改正

平成12年7月15日 施行

平成15年6月28日 一部改正

平成20年5月25日 一部改正

平成21年11月1日 一部改正

平成28年4月24日 一部改正